

## 現地に設置した意見箱等からの意見まとめ

7月7日(木)～7月21日(木)までの期間で意見を募集した整備案に対し、多数のご意見をいただきありがとうございました。

頂いたご意見に対する市の回答については、以下に概要を掲載しておりますのでご確認ください。

なお、頂いたご意見それぞれに対する市からの回答(一問一答形式)は市ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

この【概要版】では、頂いた意見を**6つのカテゴリー**に分けて記載しております。

- 【1. 名称に関すること】:本窪(ほんくぼ・もとくぼ)
- 【2. 安全に関すること】:飛び出し、防犯カメラ、見通し
- 【3. 環境に関すること】:ゴミ、ペット、樹木
- 【4. 施設に関すること】:花壇、日陰(パーゴラ)、トイレ、水遊び場
- 【5. 利用に関すること】:子どもの遊び
- 【6. 遊具に関すること】:遊具増設、遊具不要

【詳細版(一問一答形式)】は市HPに掲載しております。

・【詳細版】掲載ページへのアクセスはこちらから ⇒



・もしくは、武蔵野市ホームページ内検索ボックスにQ、**西久保三丁目公園 工事**と入力し、「(仮称)西久保三丁目公園の新設工事について」のページをご覧ください。



### 【1. 名称に関すること】

◆公園の名称に旧地名である「**本窪(ほんくぼ・もとくぼ)**」を採用してほしい。

⇒市立公園の名称を決定する場合は以下の基本事項を踏まえて検討しています。

- ① 場所や地域が特定できる名称とする
- ② 公園の特徴を表す名称とする
- ③ 公園予定地にゆかりのある名称とする

本公園の公園名は、①～③を踏まえ総合的に検討し決定いたします。

### 【2. 安全に関すること】

〈飛び出し〉

◆車や自転車がよく通る場所であるため子どもの**飛び出し**について対策をしてほしい。

⇒公園からの飛び出しについては、木柵の設置等で対策を実施いたします。

〈防犯カメラ〉

◆**防犯カメラ**を設置してほしい。

⇒防犯カメラの設置による対策を行うのではなく、公園が地域に親しまれた多くの利用者や周辺の皆様の目が犯罪等の抑止になると考えています。

しかし、防犯カメラの設置は全市的な課題として認識しており、引き続き設置場所や設置基準を整理し、防犯カメラ設置について検討を行っていきます。

〈見通し〉

◆木陰が多いと夜の防犯面で隠れて喫煙する人が来たりするので**見通し**を確保した植栽計画としてほしい。

⇒植栽計画を再検討し、当初整備案から高木の植樹数を減らしました。

### 【3. 環境に関すること】

〈ゴミ〉

◆ごみのポイ捨てに対する対策をしてほしい。

⇒市職員の巡回時に適宜回収を行うほか、週3回程度シルバー人材センターによる公園清掃も実施しております。

〈ペット〉

◆ペットの糞を掃除してほしい。

⇒糞の清掃は市でも実施しておりますが、ペットの糞の処理は飼い主の最低限のマナーですので、市では引き続き飼い主へのマナーアップを求める対応を行ってまいります。

◆ペットの散歩をしたい。

⇒散歩については、周りの状況を見ながらマナーやルールを十分守った上で行ってください。糞尿の処理をせずに公園を利用される方が増えると、ペットの侵入を禁止せざるを得なくなってしまう。

愛犬家の皆様同士の声掛け等マナーアップにご協力をお願いします。

〈樹木〉

◆高木の植樹はやめてほしい。

⇒高木は、大きな木陰の創出や都市環境向上に寄与します。そのため、一定数の高木は植樹いたします。

高木の植樹にあたっては、風通しや近隣住宅の日照確保、見通し等を考慮し密にならない植栽計画に変更いたしました。

### 【4. 施設に関すること】

〈花壇〉

◆市民が維持管理できる花壇等を設置してほしい。

⇒要望を踏まえ整備案を検討し、出入口周辺に花壇を設置しました。

また、本市では市立公園を拠点として、緑化推進や公園緑地の手入れ等に関するボランティア活動を行う「緑ボランティア」の設置制度があります。

市ではボランティア活動を支援するため活動経費の一部を助成しており、現在は26団体が27公園で活動しています。

緑ボランティアの設立に関する詳細については緑のまち推進課までお問合せください。

(緑化係 0422-60-1863)

〈日陰〉

◆日陰を多く確保してほしい。

⇒広がりのある樹冠を有する樹種等を植栽し高木による日陰を検討しています。その他パーゴラを設置して、約21m<sup>2</sup>(8.5m×2.5m)の日陰を創出します。

また、屋根のある施設は長時間滞在等が想定されます。そのため、本公園のように住宅に隣接する小規模な公園への設置は困難であると考えています。

◆夏季にはパーゴラによしずを設置し日陰を確保してほしい。

⇒夏季にパーゴラによしずを設置することは可能です。

〈トイレ〉

◆トイレを設置してほしい。

⇒トイレについては、便利な一方で死角ができることでの安全面の低下や臭気など様々な課題があります。市では、概ね 5000 m<sup>2</sup>以上の公園であることや長時間滞在型の利用形態であることなど様々な要件をクリアした公園に設置しております。この公園については、近隣住宅と近接していることや公園が小規模であることからトイレは設置しないこととしています。

〈水遊び場〉

◆水遊び場を設置してほしい。

⇒本市の公園整備の考え方である「公園緑地リニューアル計画 2020」において「水遊びができる公園」は、市内で均一的に提供すべき公園機能としています。(3駅圏レベルの公園整備)

西久保三丁目周辺では、関前公園(関前 3-14)が「水遊びができる公園」として整備されていますので水遊びについては関前公園をご利用ください。

## 【5. 利用に関すること】

◆子どもの遊びを制限しないでほしい。

⇒市立公園では公園ごとに周辺環境等を考慮し、利用する上で特に注意してほしい事項について制札板で周知をしています。

また、本市管理の公園において「子どもの遊び」を制限するルールを厳密に定めていませんが、譲り合って使うなど他者を思いやりながら利用してください。

なお、ボール遊びについては以下のようなルールを設けております。

- ① ボール遊びができるのは小学生以下同士または、小学生以下の子どもとその保護者のみ
- ② 使用するボールは柔らかいボール(競技に使用するボールは不可)
- ③ 固いバット等競技用の道具は使用しない
- ④ 公園を独占し他の利用者が利用できない状況を作りだすこと

ボール遊びにルールを設けている理由としては、一般的に中学生以上になるとボールを投げる力・蹴る力が強く、大人になるにつれて広いスペースが必要となるからです。

また、本市の公園は小規模かつ住宅に隣接しているため、遊び場を区切ることが困難なためです。

## 【6. 遊具に関すること】

〈遊具増設〉

◆コンクリート遊具以外にも遊具(健康遊具も含む)を設置してほしい。

⇒コンクリート遊具以外の遊具設置も検討いたしましたが、周辺公園(西久保児童公園・中央通り公園)に多くの遊具が設置されていることから遊具の設置は行わないこととなりました。

そのため、原っぱ広場を拡充して子供達が走り回れるような設えにいたします。楽しみにしていた方々には大変申し訳ありませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

〈遊具不要〉

◆場所を取るコンクリート遊具を無くし原っぱエリアを広げたほうが走り回れてよい。

◆コンクリート遊具は不要だと思う。

⇒原っぱエリアを拡充し、子どもたちが走りまわれるような設えにいたします。